

公民館利用について

小宮 正

教育長 その都度適切に判断する。



問 令和4年度まで公民館での飲食、特に飲酒が可能であったが、令和5年4月から突然飲食、特に飲酒が禁止となった。なぜ禁止としたのか。また、誰が決めたのか。

答 玉川公民館、都幾川公民館の両館は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、令和4年11月末までは飲食禁止としていたが、令和4年12月公益社団法人全国公民館連合会による新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインの

改訂を踏まえ、12月から玉川公民館、都幾川公民館の規制を緩和し、飲食禁止を撤廃した。但し、飲酒については、ときがわ町公民館条例施行規則で、公民館は社会教育施設であるため、館内での飲酒は原則と

して行わないこととなっており、特に必要な場合は館長に申し出て許可を受けることとなっていたため、公民館での飲酒については許可を見送っていた。公民館利用許可については、館長である生涯学習課長が決定している。新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、規制も緩和されたことにより、公民館の飲酒についても開催趣旨及び内容を踏まえ、その都度適切に判断する。



夏季猛暑の熱中症対策について

長島 金作

町長 夜間の公民館などの使用は考えてない



問 極端な高温で健康に重大な危険が迫ると予想される場合、公民館や集会所をクーリングシェルターとして住民が利用出来ないか。災害とも言えるような猛暑も今から考えておくべきである。

答 現在昼間は図書館等5か所実施している。問 熱帯夜が続く場合、夜間の施設開放ができないか。答 考えていない。合併振興基金について 合併振興基金は新町建

設計画に位置付けられた事業の財源とする場合に限られるなど、町民が事業目的を理解出来るか、透明性の確保がなされるべきと考えるが、町の考えを伺う。答 町の発展にとって必要な事業は何か、その財源と

してなにを活用するのが町にとって一番有利なのかを考えたが、事業を進めていくべきと考える。 ※「男女共同参画促進について」も質問した。

町民への熱中症対策と大雨対策について

畑 豊

町長 防災行政無線等で周知し注意喚起を実施する



問 熱中症警戒アラート発表時の対策は。答 午前と午後の暑さのピーク時に防災行政無線等で生命・身体保護のため、周知徹底と注意喚起を行う。問 本庁舎の雨量計設置は。答 大雨の雨量観測は重要

であり7月中には設置する。問 町民への大雨対応は。答 線状降水帯による大雨情報発表時等は、他団体と情報等共有し、早い避難指示及び避難所開設を行う。中学生の自転車通学に対する交通安全対策は

規制標識(325の3)自転車及び歩行者専用歩道の指定及び追加・増設は。答 今年5月に県土整備事務所、警察等と協議・検討した。警察は歩道幅3メートル未満では自転車の歩道通行は可とできない。玉川中学校

北側県道(171号線)は歩道幅は標準2.5メートルであり、指定できないとのことである。問 既存の県道(171号線)で歩道幅3メートル未満でも指定されている場所があるか。答 既存の指定箇所はそのままとし、解除はしないとのことである。 ※「児童・園児送迎バスの安全対策について」も質問した。



道路・河川清掃の奨励金等の増額を―地域コミュニティを守る―

神山 俊

町長 補助金等の増額が地域コミュニティの維持や活性化のための根本的な解決手段になるものではないと考える



問 どのように地域コミュニティを守る施策を考えているのか。答 若者の移住、定住施策や交流人口の増加を図り、地域コミュニティの維持、活性化に努めていく。

男女共用セパレート水着(スクール水着)の導入を 問 男女共用セパレート水着(スクール水着)の選択制を導入しては。答 各校指定のものではなく柔軟に対応しており、実質

的には選択制になっている。看板等の更新や撤去について 問 看板等が、汚れていた場合の清掃、破損等していた場合の更新や撤去はどのような判断で行われているのか。

答 看板等が、汚れていた破損しているなどの情報は、役場職員の巡回や町民からの通報で把握することになる。それぞれ設置担当課において個々の状況をその都度判断し対応していく。清流という言葉にあった施策を 問 清流を活かした施策はあるのか。答 三波渓谷をはじめ様々な観光スポットを整備している。